

日薬業発第 388 号
令和 2 年 12 月 14 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する留意点等について
(その 7・今後のスケジュールについて)

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年度第二次補正予算による「薬局における薬剤交付支援事業」につきまして、今後の事業及び事務手続きの流れについて、厚生労働省に確認の上、別紙のとおり整理いたしましたのでお知らせいたします。

都道府県薬剤師会におかれましては、本事業の年度末に向け、滞りなく事務手続きがなされるよう、ご準備いただけますようお願い申し上げます。

また、令和 2 年度第二次補正予算に係る都道府県薬剤師会への追加交付額（11 億円分）の決定は、本年 12 月以降行われることが予定されております。

全国的に新型コロナウイルス感染症の拡大がみられ、地域においては「診療・検査医療機関」への発熱患者の受診など医療提供体制が変更されている状況におきまして、積極的に本事業を活用いただき、地域住民が安心・確実に薬物療法を受けられるよう、格別のご配慮をお願い申し上げます。

<別紙>

- ・今後のスケジュール及び事務手続きについて

<発出済み文書>

- ・ 4 月 30 日付け日薬業発第 56 号：実施留意点、薬局向け案内文書例
- ・ 5 月 1 日付け同 61 号：支援金額
- ・ 5 月 8 日付け同 65 号：薬局からの報告内容
- ・ 5 月 15 日付け同 76 号：第 1 号様式についてのご案内
- ・ 5 月 27 日付け第 95 号：第 3 号様式、第 4 号様式説明資料及び文書例
- ・ 7 月 22 日付け第 215 号：補助額の変更（300 円 500 円）

別紙

今後のスケジュール及び事務手続きについて

令和2年12月 日本薬剤師会 事務局作成

薬局からの請求〆切

支援対象は2月末日分までとなり、薬局からは3月15日までに県薬へ請求。
(実情に応じて、期日は都道府県薬剤師会で設定可)

県薬から薬局への支払い

薬局への支払いは各県薬での建て替えが必要となります。
各薬局へ3月31日までに支払いを完了する必要があります。

厚労省から県薬への支払い

厚労省から県薬への支払いは、第2号様式を提出後、所定の手続きが完了してから令和3年度に精算されます。

必要な書類など

- ・第2号様式(県薬 厚労省) **令和3年4月10日まで、郵送必着**



第2号様式のほか、請求書様式が必要となります。請求書様式は添付を参考としてください。

このほか、通帳の写しも添付が必要になります。

- ・第3号様式(県薬 厚労省) **仕入控除額が確定後、令和4年6月10日まで**

「令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」

日薬業発第95号および本年5月27日事務局宛てメールをご参照ください。

- ・第4号様式(薬局 県薬) **薬局の仕入控除額が確定後、令和4年6月10日まで**

「令和2年度消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額報告書」

日薬業発第95号および本年5月27日事務局宛てメールをご参照ください。

薬局から提出された第4号様式は、都道府県薬剤師会にて保管いただきます(県薬 厚労省への提出の必要はありません)。

補助金は非課税のため「0円」となります。実際には事業完了後すぐに提出いただくようご対応ください(県薬で薬局名と精算額を記入の上、薬局で確認、薬局名記入・押印の上返送していただくなど)。